

会報
全住協

2021
12月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

齊藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問



11月15日午前、神山名誉会長、馬場会長、牧山代表理事、花沢副会長、小山政策委員長が齊藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問した。

最初に先の衆議院議員総選挙当選、国土交通大臣就任のお祝いを申し上げた後に、現下の経済情勢、最近頻発する災害への対策、まちづくりや今後の経済対策について懇談した。

また、住宅ローン減税の延長などについて要望を行った。



トピックス

戸建住宅委員会を開催

11月5日、主婦会館にて戸建住宅委員会を開催し、29名が参加した。

ケイアイスター不動産(株)社外取締役 松沢博氏が講師を務め、「コロナステイホーム需要とウッドショックなど時代の変化に対応できたビルダーが業績を上げる」をテーマに講演を行った。全国及び首都圏の販売中戸数や販売平均価格、契約率等から、WITHコロナ時代における「新しい生活」で生活者の行動・消費が変わったことによる住宅需要の変化について解説した。また、これから住宅一次世代となる「Z世代」の消費の特徴である「パルス消費」を取り上げながら、戸建ビルダーの新常態について事例等を交えて説明した。

講演の後は、(株)フロンティアハウス次長の安藤拓哉氏から、年収の低い若年層でも購入でき、ライフステージに合わせて使い方を換えられる、「アパルトレジデンス(賃貸併用住宅)の取組みについて」の事業説明を行った。



▲戸建住宅委員会

国土交通省との懇談会を開催

当協会は、11月19日にホテルニューオータニにおいて国土交通省との懇談会を開催した。この懇談会は、国土交通省の幹部と住宅・土地関係の政策についての意見交換や住宅・不動産税制及び住宅金融支援機構の業務などについて要望等を行うもので、昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止したため、2年ぶりの開催となった。

当協会からは、馬場会長を始め代表理事・副会長・専務理事・常務理事・各団体会員理事長ほかが出席した。

冒頭、馬場会長は「昨年の今頃、消費税引上げ後の市場の縮小、長期化したコロナの影響を最小限にとどめるため、令和3年度税制大綱では緊急経済対策としてきめ細かい施策が打ち出された結果、このところ市場としては比較的安定した推移をしてきた。引き続き、住宅ローン減税制度を始めとした主立った支援策についてその効果が大幅に変わることがないように、継続されることをお願いしたい。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、既存ストックの有効活用も大きな課題だが、一方で住宅や都市インフラの老朽化の問題が今後の発展の足かせになってしまうことも考えられる。これらの住宅



▲馬場会長



▲花沢副会長



▲淡野住宅局長



▲長橋不動産・建設経済局長



▲市川土地政策審議官

・不動産を巡る課題を今後の政策や事業展開に結び付けて、国民のニーズに合った安全で快適な住宅の提供、良好な居住環境の整備につなげていきたいと思っている。」などと挨拶した。

国土交通省からは、淡野住宅局長、長橋不動産・建設経済局長、市川土地政策審議官の挨拶があり、(1)住宅政策をとりまく最近の動向、(2)住宅生産行政の最近の動向、(3)住宅省エネ対策のあり方、(4)不動産業政策の最近の動向、(5)不動産市場に関する最近の政策動向、(6)所有者不明土地等対策について担当課長等から説明がなされた。

また、花沢副会長が最近の住宅・不動産業の状況や消費者動向などを説明するとともに、令和4年度住宅・土地税制改正、令和4年度住宅金融支援機構の業務等に関する要望を行い、質疑応答、意見交換が行われた。

最後に吉田副会長が「各地域においては、行政に要望を出している。東京とは違う面もあるが、規制の緩和や制度変更によって民間活力で経済が順調に回っていくと思うので、今後ともご指導をお願いしたい。」と挨拶し、閉会した。

なお、当日は当協会から21名、国土交通省から18名が出席した。

目次

・ 齊藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問……………	1
・ トピックス(戸建住宅委員会)……………	1
・ 国土交通省との懇談会を開催……………	2
・ 宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン…	3
・ トピックス(公正競争規約研修会)……………	4

・ 改正建築物省エネ法に関するオンライン講座のご案内…	5
・ 第11回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介 (株)むつみワールド)……………	6
・ インタビュー(株)東栄住宅 「コロナ禍における研修への取組みについて」…	7
・ 協会だより……………	9

宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン

国土交通省は、不動産取引に際して当該不動産において過去に人の死が発生した場合における対応の判断に資するよう一定の考え方を示すことが求められたため、学識経験者による議論を行い、過去の裁判例の蓄積の状況等も踏まえて、可能な範囲で、現時点で妥当と考えられる一般的な基準をガイドラインとして取りまとめた。

1. 現状・課題

(1) 不動産取引に当たって、取引対象の不動産で生じた人の死について、適切な調査や告知に係る判断基準がない。

→ 円滑な流通、安心できる取引の阻害

(2) 判断基準がないことで、所有する物件で死亡事故等が生じた場合に、全て事故物件として取り扱われるのではないかと所有者の懸念。

→ 特に単身高齢者の入居が困難

2. 検討の経緯

(1) 人の死が生じた不動産の取引に際しての宅建業者の判断基準となるガイドラインを策定するため、「不動産取引に係る心理的瑕疵に関する検討会」(座長・中城康彦明海大学不動産学部長)を開催し、ガイドラインの方向性・内容について議論。

・令和2年2月 第1回検討会開催

・令和3年4月 第6回検討会開催

・令和3年5月～6月

パブリックコメントを実施(計218件)

・令和3年9月 第7回検討会開催

(2) 過去に人の死が生じた居住用不動産の取引に際して宅地建物取引業者がとるべき対応に関し、宅地建物取引業法上負うべき義務の解釈について、現時点で一般的に妥当と考えられるものを整理。

3. 調査について

(1) 調査の対象・方法

①宅地建物取引業者が媒介を行う場合、売主・貸主に対し、告知書等に過去に生じた事案についての記載を求めることにより、

媒介活動に伴う通常の情報収集としての調査義務を果たしたものとする。

②宅地建物取引業者は、原則として自ら周辺住民に聞き込みを行う、インターネットサイトを調査するなどの自発的な調査を行う義務はなく、仮に調査を行う場合であっても、亡くなった方やその遺族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、特に慎重な対応が必要。

(2) 調査に当たっての留意事項

①宅地建物取引業者は、売主・貸主による告知書等への記載が適切に行われるよう必要に応じて助言するとともに、売主・貸主に対し、事案の存在について故意に告知しなかった場合等には、民事上の責任を問われる可能性がある旨をあらかじめ伝えることが望ましい。

②告知書等により、売主・貸主からの告知がない場合であっても、人の死に関する事案の存在を疑う事情があるときは、売主・貸主に確認する必要がある。

4. 告知について－1

(1) 原則

宅地建物取引業者は、人の死に関する事案が、取引の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる場合には、これを告げなければならない。

→ 裁判例や取引実務等も踏まえ、現時点で妥当と考えられる一般的な基準を取りまとめ

(2) 告げなくてもよい場合

①賃貸借・売買取引

取引の対象不動産で発生した自然死・日常生活の中での不慮の死(転倒事故、誤嚥など)。

※事案発覚からの経過期間の定めなし。

②賃貸借取引

取引の対象不動産・日常生活において通常使用する必要がある集合住宅の共用部分

ガイドライン

で発生した①以外の死・特殊清掃等が行われた①の死が発生し、事案発生(特殊清掃等が行われた場合は発覚)からおおむね3年間が経過した後

③賃貸借・売買取引

取引の対象不動産の隣接住戸・日常生活において通常使用しない集合住宅の共用部分で発生した①以外の死・特殊清掃等が行われた①の死

※事案発覚からの経過期間の定めなし

5. 告知について-2

- (1) 告げなくてもよいとした②・③の場合でも、事件性、周知性、社会に与えた影響等が特に高い事案は告げる必要がある。
- (2) 告げなくてもよいとした①～③以外の場合、取引の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる場合は、告げる必要がある。
- (3) 人の死の発覚から経過した期間や死因にかかわらず、買主・借主から事案の有無について問われた場合や、社会的影響の大きさから買主・借主において把握しておくべき特段の事情があると認識した場合等は告げる必要がある。
- (4) 告げる場合は、事案の発生時期(特殊清掃等が行われた場合は発覚時期)、場所、死因及び特殊清掃等が行われた場合はその旨を告げる。

<留意事項>

- (1) 亡くなった方やその遺族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにする必要があることから、氏名、年齢、住所、家族構成や具体的な死の態様、発見状況等を告げる必要はない。
- (2) 個々の不動産取引においては、買主・借主が納得して判断した上で取引が行われることが重要であり、宅地建物取引業者においては、トラブルの未然防止の観点から、取引に当たって、買主・借主の意向を事前に十分把握し、人の死に関する事案の存在を重要視することを認識した場合には特に慎重に対応することが望ましい。

※人の死が生じた建物が取り壊された場合の土地取引の取扱い、搬送先の病院で死亡した場合の取扱い、転落により死亡した場合における落下開始地点の取扱いなど、一般的に妥当と整理できるだけの裁判例等の蓄積がないものは、今後の事例の蓄積を踏まえて、適時にガイドラインへの更新を検討する。

●宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン

[URL] https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00029.html

トピックス

公正競争規約研修会を開催

11月22日、主婦会館及びオンラインにて、「不動産広告のルールと違反事例の解説(改正表示規約のポイント)」をテーマに標記研修会を開催し、来場とオンラインを合わせて31社66名が参加した。

研修会では、(公社)首都圏不動産公正取引協議会事務局長の佐藤友宏氏が、景品表示法や宅地建物取引業法、不動産公正競争規約の概要や位置付けなどの基礎的な部分を始め、実際の違反事例を取り上げ、現行の規制内容及び2022

年度中に施行予定の改正表示規約のポイントについて詳しく解説した。



▲公正競争規約研修会

改正建築物省エネ法に関するオンライン講座のご案内

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)室

改正建築物省エネ法の全面施行により、令和3年4月より300㎡未満の住宅・小規模建築物の新築等に際して、建築士による説明義務制度が開始されたところです。国土交通省では、制度の円滑な実施に向け、住宅・建築物の省エネ対策等に関するさまざまなコンテンツをインターネット上で提供する「オンライン講座」をご用意しております。

特に今年度は、主に省エネ住宅の設計・施工は未経験という方向けに、「木造戸建住宅の仕様基準(省エネ基準のうち、計算を用いずに断熱材の種類や厚さ等の仕様で基準適合を判断できるもの)」、及び「小規模版モデル建物法(300㎡未満の小規模非住宅建築物で使用できる計算プログラム)」について詳しく説明する**WEB講習会を新設いたします**。一方で、ある程度省エネ住宅の設計・施工等について知識があるという方向けに、**省エネ計算演習WEB講習会**をご用意させていただく予定です。

つきましては、これらのWEB講習会をふるってご活用いただきますよう、ご検討いただければ幸いです。概要は以下をご覧ください。

(未経験者) 説明義務に使える手法が簡易に学べるWEB講習会

【講座概要】 木造戸建住宅：「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック」を使った、主に住宅の各部位に求められる断熱仕様についての解説など

小規模非住宅建築物：小規模版モデル建物法についての解説、演習など

【受講対象】 木造戸建住宅や小規模非住宅建築物(300㎡未満)を取り扱う設計者など

※既に省エネ計算を行える方を対象とするものではありません。

【受講方法】 講座URL又は右のQRコードからアクセスしてください。

【講座URL】 <https://shoenehou-online.jp> (改正建築物省エネ法オンライン講座)



(中級者※) 省エネ計算演習WEB講習会

※中級者：「標準計算ルート」にて計算が自己完結できる方

【講座概要】 ・標準計算ルートによる省エネ基準適合について、省エネ計算実務の確実な理解
・より高い省エネ水準の計算演習(水準：ZEHレベルの達成)

【受講対象】 工務店・設計事務所など木造住宅の設計実務に携わる方

※「標準計算ルート」にて計算が自己完結できる方を対象とします。

【受講方法】 講座URL又は右のQRコードからアクセスしてください。

【講座URL】 <https://shoenehou-online.jp> (改正建築物省エネ法オンライン講座)



優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第11回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

戸建分譲住宅部門(中規模)

楷美の街

(株)むつみワールド



【事業コンセプト】

地域の子供達が通う寺内小学校校門正面すぐの好立地を確保した。今回分譲事業を行った寺内堂ノ沢は秋田城跡など遺跡や社寺仏閣が多数ある高清水丘陵のふもとに位置する。歴史と自然が同居した、街のイメージが既に近隣住民の心に根ざしている地域である。既にある街に調和しつつ、これから暮らす方が生活を始められやすい分譲地のあり方が求められた。

分譲の狙いとしては3つある。①分譲地に新しく暮らす方が既に暮らしている方との関係性を共に築きながら暮らしていくこと。②近隣史跡や歴史のように、時間を経た変化が“美しさ”ととらえられるような設計。③地域や小学校がある立地との調和(教育に結び付けられないか)。

これらを実現するために秋田杉の使用や外構技術を応用。周辺の方に配慮した施工スキームを検討し、『街区全体が時が経つほどに、美しさを増していく』コンセプトの共有をお客様に徹底し、当該事業を進めた。

【商品企画】

今回のコンセプトを実現しつつ、購入者の理解を得るため、秋田杉等、自然素材の説明や、分譲地の遵守事項について念入りな説明を行った。遵守事項では分かりやすく言語化した街区計画や、外構・植栽を視覚的に維持管理するための内容等に触れている。当該5棟は平成29年3月よりゆっくりと分譲されたが、時期をずらして建築された物件の外観を見学することができた。これにより、最も伝えることが難しい、“美しさを増す経年変化”を伝えることにも成功した。他にも、現場建築廃棄物用のゴミ箱を置かずに、廃材はその日のうちに運搬することや登下校中の車両出入り禁止、念入りな周辺挨拶などを行った。結果、当社の街づくりに理解を示していただいたお寺さんから内覧イベント中に駐車場を無償使用させていただくなど、近隣の方からも非常に多くのご協力をいただくことができた。

【事業成果】

建物内外に使用された秋田杉は今回コンセプトと非常にマッチした素材であった。温かみがあり、経年変化で美しく変わり、強く、しなやかという良質な素材であることと地元の経済活性化にも寄与できる。

また、小学校正面に秋田杉を使った住宅があることで、地域の子どもたちが“秋田杉”や“地産地消”を身近に感じられる。実際に、地元の子供達がイベントや内覧会中に多く訪れ、当社へのインターンシップや社会科見学でこの分譲地を指定する大学生も多かった。

購入者だけではなく、未来の子どもたちへ丁寧にごこの分譲地コンセプトや意義を説明できたことは社会的に大きな意味があることだと捉えている。

【規模概要】

住 所	秋田県秋田市寺内堂ノ沢2ほか
敷地面積	165.67~246.08㎡
延床面積	96.23~99.16㎡
構造規模	木造軸組工法2階建
住戸総数	5戸

コロナ禍における研修への取り組みについて

全住協メールマガジンVol.0080(令和3年11月15日)のコラムにおいて公表した、全住協メールマガジンアンケート第5回「コロナ禍における研修に関するアンケート調査」を実施した際に、「他社の研修事例について知りたい」というご意見をいただいたことを受け、全住協の会員に研修についてのインタビューを実施することとしました。今回は、企業会員の(株)東栄住宅に本年度及び今後の研修についてお話を伺います。

(株)東栄住宅

- ・ 会員区分：企業会員
- ・ 業態：戸建分譲、注文住宅
- ・ 従業員数：869名(2021年10月31日現在)
- ・ 新卒採用数：24名(2021年度実績)



向山 浩美 氏
管理本部総務部人事課
チーフアドバイザー

浅野 哲平 氏
管理本部総務部人事課課長

**本年度の研修は全てオンラインで実施
抵抗感を持つ人もいたが、コロナ禍ではオンライン以外の選択肢はなかった**

—貴社の本年度の研修方法について教えてください。

向山 基本的には全てオンラインで、Zoomミーティングを使用しています。部署によっては、対面とオンライン両方で実施したというところもありますね。

—オンライン研修を導入する中で苦労した点は何ですか？

浅野 受講環境を整える点ですね。まずは場所ですが、対面時と同様に研修に専念できるよう在宅を可として、個室での受講を推奨しました。次にハード面については、会社のPCはカメラがないため利用できません。自宅にPCの用意がない人には、会社で全て手配を行いました。

向山 思った以上にPCを所持していない人が多く、また年代が高い人ほど在宅に抵抗感があり、研修までのセッティングに苦労しました。

浅野 所長クラスだと使ったことがないという人が多くて、どこをどう押せばいいかというところからスタートしました。反対に新入社員だと、オンラインで大学の授業を受けているということがあるのですごくスムーズでしたね。

—やはりオンラインに対する抵抗感はありましたか？

浅野 そうですね。そもそもコロナ禍でなければ、オンラインで研修を実施することなど想定できませんでした。

ただ、社長はじめ役員の感染対策意識が高く、最初の緊急事態宣言発令の頃から、対面での実施は止めることにしました。そうなると、オンデマンドかZoomでのオンライン研修、あるいはEラーニングでの実施になるわけです。

**オンラインなら場所を問わず受講できる
対面だとネックになる移動時間がかからないため
開催しやすい**

—オンライン研修を実施して良かったことは何ですか？

向山 まずコスト面です。特に在宅であれば、移動時間はゼロですからね。

PCをレンタルするのに相応の費用はかかりましたが、北は北海道、南は沖縄までの拠点からの移動交通費を考えると、コスト削減にもつながりました。

浅野 対面だと移動を含めて半日～1日かかるので、どうしても業務に影響が出てしまいます。そのため、社内では研修で集まるということにネガティブなところがありました。それがオンラインだと、移動時間が減る、若しくは移動の必要がないので、スムーズに開催しやすいです。

—反対に、オンライン研修を実施していて大変なことはありますか？

浅野 通信状況のトラブルがあると、とっさに目の前が真っ青になります(笑)

研修の冒頭にトラブルの時は、携帯やチャットを使って連絡をしてくださいと伝えてはいますが、できるだけ席を外さないようにすることも、なかなか大変です(笑)

事前に接続テストを実施し、バラバラだった受講環境を統一して研修をスムーズにできるよう工夫している

—オンライン研修の実施に当たって工夫していることはありますか？

浅野 毎回研修する前に接続テストを行っています。

向山 オンライン研修では、例えば画面の大きさや向き、名前の表示等がバラバラになりがちです。接続テストではそれらを統一するよう指示するとともに、返事・リアクションなど、受講者がすることのリハーサルも実施しています。

浅野 その甲斐もあって、研修のスタートでバタバタすることはあまりないですね。



実施してみると、受講者からは対面と遜色なくできるという声が思ったよりも多かった

—オンライン研修に対する受講者の反応はどうですか？

向山 オンラインを始めた当初、対面と遜色なくできるという意見が思ったよりも多かったです。

浅野 中にはオンラインの方が集中できるという意見もありました。オンラインだとコミュニケーションが難しいという話もありますが、Zoomのブレイクアウトルーム機能等を使ってじっくり話し合っているのので、特に課題とは思っていません。

今後は、ロールプレイング等の必要なところは対面も行いたい

また、社内のシステムを使ったオンデマンド(録画配信)について検討していきたい

—今後は徐々に対面研修に戻していきたいですか？

浅野 コロナの状況を見ながら、必要なところは対面に戻していきたいです。例えば名刺交換や電話応対といったロールプレイング等の研修については、対面でのやりとりが適しています。内容に応じて使い分けていきたいです。

インタビュー



—研修について検討していることはありますか？

向山 現在はいわゆるライブでオンライン研修を実施していますが、オンデマンドがあっても良いと考えています。

浅野 コンプライアンスや法律知識等、一方的に見るだけですむもの、周知する内容等はオンデマンドでもいいのではないかと思います。東栄住宅では、今期からインナーブランディング(※)として社内ブログを立ち上げました。それを利用して動画を組み込んで配信するという事も考えていきたいです。

※企業理念やビジョン等を従業員に浸透させることを目的として行う、社内向けのブランディング活動のこと。

—オンデマンドを検討している背景や、どのように活用していきたいか教えてください。

浅野 以前はキャリアパスとして、業務の実績を積んで徐々にステージアップするという流れがありました。しかし、最近では、環境の変化や組織戦略上において難度の高い業務を任せることが多くなっています。そうすると、中には不動産や宅建業等の業務知識が低いままという人もいますので、そこを人事として何とかしたいと思っています。その一つとしてオンデマンドを検討していますが、具体的な内容については今後ヒアリングが必要ですね。

向山 オンデマンドなら自分のタイミングで受けることができます。今後階層別研修を展開するに当たり、こういった便利な機能を利用して、どのタイミングで何を受講してもらうといったサイクルを構築していきたいです。

協会だより

理事会・委員会開催状況

[理事会]

日時 令和3年11月19日(金)16:00~16:50
場所 ホテルニューオータニ
議事 高齢者の自宅売却トラブル、宅建業者による人の死の告知に関するガイドラインの報告、会員の入会承認、令和4年新年賀会、令和4年度政策要望等について審議を行った。

[総務委員会]

日時 令和3年11月9日(火)12:00~13:30
場所 協会会議室

議事 令和4年新年賀会、全住協新保障制度の加入状況、SDGsに関する調査研究の実施、全住協協会交流会、新春講演会等について報告を行った。

[広報委員会]

日時 令和3年10月28日(木)15:30~17:00
場所 協会会議室+オンライン
議事 全住協ホームページの改訂、令和3年度広報委員会事業計画、会員の業態分類、全住協メールマガジン「ビジネスショップ特集号」について審議を行った。

協会だより

[戸建住宅委員会]

日時 令和3年11月5日(金)15:00~17:00

場所 主婦会館

議事 「コロナステイホーム需要とウッドショックなど時代の変化に対応できたビルダーが業績を上げる」の講演並びに事業説明を行った。

入会

正会員

会社名 (株)大京

代表者 深谷 敏成

住所 〒151-8506 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-24-13
千駄ヶ谷第21大京ビル



TEL 03-3475-1111

事業内容 ライオンズマンションを中心に不動産開発を通じて社会課題の解決に取り組む。

令和3年秋の褒章及び住生活月間功労者国土交通大臣表彰の当協会関係の受章者は次のとおりです。

秋の褒章

◇花沢仁氏 黄綬褒章
花沢ホールディングス(株)
代表取締役
当協会副会長



◇小佐野台氏 黄綬褒章
日本ハウズイング(株)
代表取締役
当協会理事



国土交通大臣表彰

◇服部信治氏
(株)アーバネットコーポレーション
代表取締役
当協会理事



業務日誌

10月22日(金)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(淀屋橋近藤ビル)
26日(火)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(主婦会館)
28日(木)	・広報委員会を開催。(協会会議室+オンライン)
11月5日(金)	・戸建住宅委員会を開催。(主婦会館)
9日(火)	・総務委員会を開催。(協会会議室)
15日(月)	・神山名誉会長、馬場会長、牧山代表理事、花沢副会長、小山政策委員長が齊藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問。(国土交通省) ・省エネ対策等の概要説明会を開催。(主婦会館+オンライン)
16日(火)	・不動産流通セミナー兼全住協安心R住宅研修を開催。(主婦会館+オンライン)
17日(水)	・神山名誉会長、馬場会長、牧山代表理事、花沢副会長、小山政策委員長が関係国会議員約40名に令和4年度住宅・土地税制改正等について要望。(～12月3日、議員会館) ・自民党住宅対策促進議員連盟に馬場会長が出席。((一社)住宅生産団体連合会)
19日(金)	・理事長協議会、国土交通省との懇談会、理事会、役員懇親会を開催。 (ホテルニューオータニ)

会報 全住協 通巻104号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和3年12月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・(株)シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)トルネックス	エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」
・(株)一貫堂	住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
・(株)リビテックス	水まわり設備4点セット
・(株)ダイテック	住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」
・プラチナ出版(株)	宅建受験対策書籍
・(株)シンカ	顧客接点クラウドCTIサービス「カイクラ」
・ソフトバンク(株)	スマート福利厚生
・(株)FRESH ROOM	オゾン発生器 エアバスター
・地盤ネット(株)	地盤安心マップPRO
・(株)デイベイ	Day Pay 振込
※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)建築資料研究社	

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般 社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般 社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般 社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9039
一般 社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般 社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般 社団法人	北陸住宅地協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般 社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般 社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般 社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般 社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般 社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般 社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般 社団法人	四国住宅地協	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般 社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般 社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般 社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般 社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>


 一般
社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

